

経営情報ニュース



Brain Works

●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2017. 11. 27 (月) 発行

配偶者控除等の見直し

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税から適用されることになっています。給与計算等の実務に係る非常に重要な法改正です。今回はその概要を確認しましょう。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正■

- ① 配偶者控除の控除額が改正されるほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされます(改正前:給与所得者の合計所得金額の制限なし)。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されるほか、対象となる配偶者の合計所得金額の要件が38万円超123万円以下とされます(改正前:38万円超76万円未満)。



■扶養親族等の数の算定方法の変更■

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます。また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます。

※「源泉控除対象配偶者」とは、居住者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る)の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。また、「同一生計配偶者」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

■給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更■

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められることから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされます。なお、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」と兼用様式となっている「給与所得者の保険料控除申告書」は、上記の改正に伴い、「給与所得者の配偶者控除等申告書」とは、分離されることになっています。

直前になって慌てないように、再度改正点を確認して、ご準備を進めていただければと思います。

労務管理 実務Q&A

退職後の傷病手当金について

現在、私傷病療養中の従業員がいます。健康保険の傷病手当金を受給しているのですが、その従業員から「このままでは会社に迷惑がかかるので退職したい」と申出がありました。このまま退職した場合、傷病手当金は継続して受給できるのでしょうか？

A 健康保険の傷病手当金の支給期間は、同一の傷病について、支給を開始した日から最長1年6カ月間が限度となっています。上記のような理由で療養中の従業員が退職の意思を示すことは珍しいことではありません。その場合、以下の2つの要件を満たせば、退職後も引き続き残りの期間について、傷病手当金を受給することができます。

(退職後の継続給付の要件)

- ① 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること(※健康保険任意継続の被保険者期間は含まれません)。
- ② 退職時に傷病手当金を実際に受けているか、または受ける条件を満たしていること(※退職日に出勤した場合は、継続給付の要件を満たしていないとされます)。



ご質問のケースの場合、傷病手当金を受給中とのことで、②の要件は満たすこととなります。ただし、入社後間もなく体調を崩し、療養に入った場合は、①の「継続して1年以上の被保険者期間」という要件を満たさない場合もありますので、この点を必ずご確認ください。

NEWS ダイジェスト

- 受動喫煙についての規制を大幅に緩和へ
厚労省は、受動喫煙の規制強化について、店舗面積150平方メートル以下の飲食店の喫煙を可能とする案を検討していることがわかった。当初案の「床面積約30平方メートル以下のバーやスナックのみ喫煙可能」から、大幅に規制を緩和した。
- マイナンバーと年金情報の連携 順次導入へ
政府は、日本年金機構と自治体がマイナンバーを使った個人情報の共有を可能とする政令を閣議決定した。年金事務所での手続きで課税証明書などが不要になったり、自治体で各種手当の申請を行う際にも年金書類が不要になったりする。